

府 食 第 105 号
令和 8 年 2 月 25 日

内閣総理大臣
高市 早苗 殿

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和 8 年 2 月 19 日付け消食基第 92 号により内閣総理大臣から食品安全委員
会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

記

以下の事項については、現行の規格基準の内容を変更するものではなく、形
式的な改正であることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条
第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当
すると認められる。

1. 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき定めら
れた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規
格基準告示」という。）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 6 の（1）に
示す「2， 4， 5-T」の削除に伴い、「アクリナトリン」の第 2 欄を改定す
ること。
2. 規格基準告示第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 6 の（3）に示す「2，
4， 5-T 試験法」を削除すること。

3. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の6の(5)及び(6)に示す「カプタホール試験法」を削除すること。

4. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の6の(11)に示す「ダミノジット試験法」を削除すること。